

R4.6.15 議会運営委員会

- 加藤委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
上田貢太郎委員、西内健委員、三石委員が欠席しており、代わりの委員外議員として濱口議員、田中議員、桑名議員の出席を求めている。
また、明神議長、西内隆純副議長が欠席しているので、御了承願う。
本日は、議案の付託等について御協議願うため、お集まりいただいた。
協議事項に入る前に、6月13日の議運における事務局説明に関して、事務局から追加説明がある。
- 山本局長 6月13日の議会運営委員会において説明が十分でなかった2つのことについて、改めて説明させていただく。
まず、1点目は、規定では、議員が感染した場合には速やかに各代表者に報告となっているが、報告がなく報道等で知ったという件についてである。このことについては、改めて確認したところ、10日の最初の2名の感染については、お昼休みに総務課長と補佐が各会派を回って、代表に2名の感染を報告している。そして、11日土曜日の4名については、午後2時頃までに事務局にそれぞれの陽性の報告があり、総務課長から各会派の代表者に電話で4名の感染をお伝えさせていただいたが、つながらなかった代表の方もいて、翌日改めて連絡をさせていただいている。このことについては、各会派の代表に改めて確認をさせていただいて、報告を受けていたということを確認している。
2点目は、各派代表者会を開催すべきではなかったかという点である。このことについては、感染状況については各会派代表にその都度報告をしていること、また6月7日に6月定例会が開会されているため、ほとんどの案件が今議会の運営に関係してくることから議会運営委員会を開催し、今後の議事運営について協議いただくべきとの判断から13日に議会運営委員会を開催させていただいたものである。なお、今回の御意見の主旨は、感染状況の報告だけではなく、必要な情報は各会派各議員に事前に提供してほしいということだと思うので、今後は、必要だと思う情報は各会派代表を通じて報告をさせていただきたいと思う。
説明は以上である。
- 加藤委員長 何か質問はないか。
- 米田委員 いろいろと聞きたいことがあるがいいか。その他のところでもいいかと思っていたが。
- 加藤委員長 今の事務局の説明に対する質問であれば、この場で願います。
- 米田委員 10日の件について、再度会派の代表に確かめたら、本人の認知の仕方もあるのだが、報告があったらという認識だったので、それはそれで事務局の2人が主張されているのでそうだろうと。一番問題なのは、各派代表者会をやってもらいたいとかではなくて、発生の状況だけではなくて、新聞報道にもあったが異常な事態である。どうこの拡大を防ぐか、事の経過はどうだったかを県民に説明するためには、議会運営委員会だけでは駄目だということを言っている。できたら開いてというのではなくて、議会の運営をどうするかだけでなく、それをはるかに超えた大変大きな問題であるので、取決めをしている対応をちゃんとやるべきだし、ぜひ急いで各派代表者会を開くということをするべきではないかと思う。そんな簡単にやらなくていい

R4.6.15 議会運営委員会

と、議運で運営だけをやればいいとそんなものではない、起こっていることは。悪くすれば、議会が流れるあるいは予算が流れる、そんな可能性もある。会期延長もあるかもしれない。そういう事態の中でこれからどうなるのか、さらに拡大を防ぐためにどうするかということも議会全体で確認すべき重大な事柄だと思っているので、今の報告では2点目について納得できないので、本当にどうなのか…。

大石委員

米田委員からいろいろ発言があったが、これはあくまで代表者会の案件で、日本共産党会派からいただいて、我々の会派でも代表者会を開くかどうか会派でもませていただきたいと思う。会期延長の話があったが、それは議運での話で最後の主眼は代表者会を開くかどうかだと思うので、一度会派に持ち帰らせてほしい。

(桑名委員外議員、挙手)

加藤委員長

桑名議員、どうぞ。

桑名委員外議員

こちらは当事者になるが、今回の場合は結果的に見て、代表者会を開いていたらまた感染が広がっていたかもしれない。要は、2人が確認された後に開いたら、我々も濃厚接触者ではないといっても、それぞれの身の安全を確保してから会ったらいいが、もしあのとときに我が会派の代表である西内健幹事長と三石会長が行っていたら、その次の日に感染が確認されたので、結果的にはよかったと。ただ、今回の場合は朝出ているということで、我々もその日はあまり人に接触しないようにということで、午後の予定も全てキャンセルした。そのときそのときの場面に応じて、議会の中で我々が確認されたら皆がまた会うというほうの危険性もある。今回は土日を含んだので時間もたったが、結果的にはそれで皆さんへの感染が防げたということなので代表者会を開くとしても、状況を見ながら臨機応変に対応していったほうがよいのではないかと思う。

米田委員

意見の違いはあると思うが、例えば12日に合計11人の感染が確認されたので、例えば月曜日に緊急に開くなどそういうことも十分あり得るわけだ。桑名委員外議員の言い方だと議運をやるのも一緒ではないか。危険ではないか。だから、そういう対応をしたわけで代表者会はあり得るわけだ。

(桑名委員外議員、挙手)

加藤委員長

桑名議員、どうぞ。

桑名委員外議員

だからこそ、我々は皆がPCR検査もしくは抗原検査をして、安全性があるからこの議運に来た。もしそれが次の日だったら潜伏しているかもしれないので、その日は必要だったのではないかと。すぐやるのではなくて、発生状況とか環境を見ながら臨機応変にやっていくようにしたらよいのではないかと思う。

大石委員

今いろいろとお話があり、2人の言っていることもよく分かる。代表者会はある種任意の組織なので、日本共産党から代表者会を開いたほうがよいという意見があったなら、例えばオンラインで代表者会を開いてもよかったかもしれない。それは今後の反省として、次の代表者会で議論したらよいのではないかと。

米田委員

今の話を聞いて、その場的な話ばかりで——代表者会は任意だが、議長を含めて各派の代表で決めた項目がある。だから非常に重い。それに基づいて、議運に関わることは最後に書いてあって、その前に代表者会という位置づけがちゃんとされている。本来それに相当する出来事だと思う。事務局が、頭にはあったが十分に考えが及ばなかったと言われたが、議長と相談してそのことを提起するという危機意識が率直に言って、ない。だから県民は大変な不信を感じている。各会派で相談してくれると思うが、議長と協議してもらわないといけないと思う。議長と電話連絡はできるだろうから。

それともう一つ。今日の新聞報道で、結局議員以外に感染が広がるということになった。これも昨日分かったと思うが、各会派の代表者に知らせる一つの——議員のクラスターだったのが、自由民主党県議会控室のクラスターになり、関係者や他の人に感染した。だから、火急な性格のものがさらに深刻になる流れがある。しかも、昨日聞いたら10日に傍聴された方に昨日、おとといと電話連絡を入れてくれている。それ自体は大事なことだが、そういうことまでやらないといけないような事柄についていつ誰がどう決めたのか、PCR検査は誰がどこまでの範囲で決めたのか、そういうこともちゃんと報告をしないと、事務局は頑張っているがここが足りない、議員以外に感染を防ぐためにどうするか、そういうことも議論できないではないか。そういう経過を私は知りたい。だから、後でとは思ったが、そこら辺を簡単に報告できればと思うが。

大石委員

何度も言うが、今のは事務局の対応の範囲ではないし、米田委員のおっしゃることで大変申し訳ないが、議長は自由民主党の代表ではなく、我々が選挙で総意で選んだ議長が代表者会を招集する。なので、代表者会を招集しなかったのは、自由民主党の責任というよりは、それを要請しなかった我々他会派も含めての責任もあるということでは忘れないのではないかと思います。日本共産党が、代表者会を開いてほしいと議長に申し入れをして、それでも開かなかったら今の発言は分かるが、そうでないならおかしなことになる。

米田委員

私は、何も自由民主党の代表の議長とは言ってない。ねじ曲げて言ってはいけない、議論をしているときに、事務局に対して、ルールに基づいて代表者会を開いて、そこで対応の議論をする、明日あさっての運営はどうかというレベルを超えている事象である、そのことを言っているわけで。

田所副委員長

1点だけ。先ほどの議論をお聞きして、私ども県民の会も日本共産党と同じ思いである。この場で言われるということは、それだけ県民から厳しい意見をいただきながらこのまま議会はやるのかと、そういう厳しい意見をいただいているのも事実である。

他の委員が言われているように、ここでは議会の運営について話し合うというのは当然で、理屈も分かる。ただ、このまま議論を経ないままにやっていくというのは、我々もこのままで本当にいいのかと思うので、話し合う場が代表者会というのであればその開催は求めていきたいと思う。

米田委員

その他のところでやろうと思っていたが、最初に報告があったのでついでに聞いている。昨日の事務局の経過はどうだったのかということと、どれぐらいの規模で

検査をやっているか。そして、消毒もして、10日の傍聴者に電話もして、何かあったら検査もするという話をやっとな曜日にしたわけだ。そういうことをどこでどう決めてやるようにしたのか、実務的なことも含めてこの機会に報告していただいたらと思う。

西森委員 今の話は議会の運営とはまた別の話なので、それ自体を例えばこの議運の後なりに代表者会を持って、そこで確認していけばいいのではないかな。今は議会運営委員会なので、これを進めていただければと思う。

米田委員 そうしたら、2つの会派からあった、代表者会を開いて個別の報告を聞くことについて、委員長のほうから明らかにしていただきたいと思う。

加藤委員長 それでは、事態の状況を鑑みて、代表者会は各会派でもしっかりと話をさせていただいて、適宜開催をするように検討をしていただきたいと思います。情報については、事務局から説明があったが、お伝えできる情報は、各会派の代表者にこれまで以上にお伝えしていただくよう要請しておく。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 本日の質問者について

加藤委員長 初めに、本日の質問者についてである。
本日6月15日水曜日に質問を予定していた自由民主党の三石議員については、会議を欠席する旨の届出があったため、会議規則第49条第4項の規定により、質問は取りやめとなったので、御了承願う。

(了 承)

加藤委員長 このため、本日の質問者は、自由民主党桑名議員の1名となるので、御了承願う。

米田委員 これからのことがあるので、議運の申合せで年に1回は質問を行うようになっているが、取りやめになった場合、後日やるというケースはあり得るか。

吉岡議事課長 過去に取りやめになった例はあるが、その後その方の分としてプラスしている例はない。

2. 委員会の日程について

加藤委員長 次に、委員会の日程についてである。
このことについて、事務局から説明を願う。

田渕政策調査課長 常任委員会の日程について、危機管理文化厚生委員会は、当初明日16日から会議を開く予定をしていたが、新型コロナウイルス感染による欠席委員が多数のため、委員の定数9名の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができないという定足数の要件を満たすことができない。
週明けの20日、月曜日には療養期間を終えて出席が見込まれる委員が複数名いらっしゃるため、会議を開くことが可能となる。20日、21日の2日間で危機管理文化厚生委員会に付託された事件の審査を行っていただきたいと思いますと考えている。そのほかの

R4.6.15 議会運営委員会

	<p>常任委員会については、当初の予定どおり 16 日から会議を開くこととなる。</p> <p>なお、総務委員会の採決は、他の常任委員会の採決が終わった後に行うこととしているので、危機管理文化厚生委員会の審査の状況により日程を調整していただく必要がある。</p> <p>説明は以上である。</p>
加藤委員長	<p>何か質問はないか。</p> <p>(な し)</p>
加藤委員長	<p>それでは、通常どおり各常任委員会において議案を審査することとし、危機管理文化厚生委員会においては 6 月 20 日月曜日から審査を開始するというので、御了承願う。</p> <p>(了 承)</p>
3. 議案の付託について	
加藤委員長	<p>次に、1 ページの資料 1、議案の付託についてである。</p> <p>このことについて、事務局から説明する。</p>
吉岡議事課長	<p>議案の付託について御説明する。資料 1 を御覧願う。</p> <p>通常どおり執行部の担当部局に基づき、4 つの常任委員会に振り分けている。これに基づいて、本日の本会議において各委員会に付託をするわけであるが、先ほど政策調査課長が御説明したとおり危機管理文化厚生委員会が新型コロナウイルス感染者の欠席を受けて、開催予定が 20 日、21 日と閉会日の 22 日の直前の日程となっている。万が一欠席者の復帰が遅れると審査ができないということとなる。審査ができないまま閉会を迎えると、審議未了で廃案ということになってしまう。これを避けるためには、会期の延長を行って審査期間を確保することもできるが、先日御説明したとおり、本会議で審議するというのも可能である。先日の説明では付託をせずにと申したが、付託をした後委員会から本会議に議案を戻して本会議で審議するというのもできる。そのため、本日は全ての委員会に付託することとしている。ただし、本会議で審議するためには委員会に審査の期限を設けておく必要がある。この期限を過ぎて審査が終わらない場合に初めて本会議で審議ができることとなる。万が一、危機管理文化厚生委員会が開催できなくなることに備え、本日付託の際に、審査期間を 6 月 21 日までと期限を付すこととしたいと考えている。こうしておくことで、22 日の本会議で議案の審査ができることとなる。期限を付す場合は、会議での決定が必要であるので、付託の際に簡易採決でお諮りすることとなる。</p> <p>以上である。</p>
加藤委員長	<p>何か質問はないか。</p>
米田委員	<p>仮に、6 月 21 日までに審査できなかったときに本会議に戻すというのはどういう手続になるか。付託した議案はそのままになるのか。</p>
吉岡議事課長	<p>付託された議案が 22 日に自動的に本会議に返ってくる。改めて手続は不要であり、</p>

本会議で審議ができるという状況になる。

加藤委員長

それでは、知事提出議案 17 件を、お手元にお配りしてある議案付託表のとおり、本日の質問終了後、所管の常任委員会に付託することとし、付託に当たっては会議規則第 46 条の規定により審査期間を 6 月 21 日までとするよう期限を付けることにしたいが、御異議ないか。

(異議なし)

加藤委員長

それでは、さよう決する。
なお、請願の提出はなかったので、御報告する。

4. 議会運営委員会の調査出張について

加藤委員長

次に、6 ページの資料 2、議会運営委員会の調査出張についてである。
先日の議会デジタル化検討小委員会において先進地調査についての協議があり、その協議結果を踏まえ、小委員会の西内委員長から議運の県外調査として実施するよう提案をいただいていた。
このことについて、事務局から説明願う。

吉岡議事課長

議会運営委員会の委員派遣、調査出張についてである。
去る 6 月 1 日に開催された議会デジタル化検討小委員会において、先進地調査が必要であるとして、デジタル化が先行している他県議会へ調査出張を行うことで意見が一致をした。しかし、会議規則上、小委員会において委員派遣を決定することはできない。委員派遣を行う場合、議運本体において決定する必要がある。このため、本日議運で御協議いただくものである。
初めに、議会運営委員会の調査出張についての申合せである。議会運営委員会の調査出張については、平成 17 年度の議運において毎年 1 回実施するのではなく、必要な目的があれば実施することとされており、また予算措置も行っているため、必要であれば実施できる状況となっている。小委員会としては、資料に記載しているとおり、実施時期を 7 月の最終週 7 月 25 日の週とし、調査事項を議会のデジタル化の取組についてとして、調査先はデジタル化に関する計画を策定している栃木県と、オンライン委員会など具体的な取組が進んでいる茨城県の 2 県とした案により実施したいと決定したところである。

この案により委員派遣、調査出張を行うかどうか御協議をお願いします。なお、調査出張は議会運営委員会としての調査となる。過去の議会基本条例検討小委員会の際も、議運の委員全員により調査出張を行っている。また、実施予定日は 7 月 25 日の週を案としているが、その後相手方に都合をお伺いしたところ、実施する場合は 7 月 26 日火曜日、27 日水曜日の日程となるので、あらかじめ御了承願う。

以上である。

加藤委員長

何か質問、御意見はないか。

(な し)

加藤委員長

それでは、この件については、議会のデジタル化の取組についてを調査事項とし

て議会運営委員会の調査出張を行うこととし、その日程は7月26日火曜日、27日水曜日の2日間、調査先は栃木県議会及び茨城県議会とすることで、御異議ないか。

(異議なし)

加藤委員長

それでは、さよう決する。
なお、日程の詳細については、正副委員長で調整の上、閉会日の議運でお示しするので、御了承願う。

(了 承)

5. その他

(1) 意見書・決議案の提出期限

加藤委員長

次に、その他の件であるが、会派提出の意見書・決議案がある場合は、本日の本会議終了後、1時間以内に事務局に提出されるよう御協力願う。
なお、本日の質問者は1名となっている。議運の申合せにより、提出期限が昼休みにかかる場合は、昼休みを除いた1時間以内となっているので、念のため申し添える。

(2) その他

加藤委員長

ほかに、その他で何かないか。

(弘田仮議長、挙手)

加藤委員長

弘田仮議長、どうぞ。

弘田仮議長

発言を許していただいたので、発言させてもらう。昨日、議場で本会議中に不規則発言があったように思う。運営をするに当たって、ああいった不規則発言は慎んでいただくように、私のほうからお願いをしたいと思う。ピンチヒッターの議長で、本会議の場できちんとやっておけばよかったが、私にその実力がなかったということで、その点についてはおわび申し上げるが、以後このようなことのないように御注意をお願いしたいというふうに思う。

米田委員

見解が違うということで、不規則発言とは思わない。今までも、いろんなやじとか声援とかあることはあるわけだから。しかも、議場でやるべきことではないことをきちっと——ある意味、議事進行を言ってもいいぐらいのところだが、そうではなかったんであれだが、その点は慎重にやりながら、不規則発言と言える発言ではないというふうに私たちは理解している。

(桑名委員外議員、挙手)

加藤委員長

桑名議員、どうぞ。

桑名委員外議員

昨日の不規則発言は、私自身が感じたのは、答弁者が、あの発言によって答弁内容が変わったと私は思っている。それで、これは執行部に対するある意味圧力であ

って、これこそ私は議会ではあってはならない行為だと思っている。その点は重々承知をしていただきたいと思います。

大石委員

今、お互いからお話があって、米田委員は不規則発言ではないというふうなお話があったが、会議規則第 50 条、発言は全て議長の許可を得てというふうになっている。その時点で既に不規則発言であるのは疑いのないことであるし、さらに言うとやはり質問とか答弁というのはいったい誰のものかと。これ、県民の代表で皆やっているわけなので、そういう中で——ただ、いわゆるやじというか、これは、議会のある種華で、私も随分やじられたことがあるが、一方でやじも、いいやじと悪いやじとあると思う。特に、答弁とか質問者の質問に影響を与えようと思ってやるのではない、自分の意見表明のやじというのは、私は大いにやったらいいんじゃないかと思うが、まあ大いにやっても不規則発言ではあるが。ただ、質問とか答弁に明確に影響を与えようとするような発言というのは問題が非常に大きいというふうに思うし、本来手続上は、米田委員がおっしゃられたように、あのときは加藤議員の質問だったが、質問、答弁が終わってから議事進行をやはり言うべきであったというふうに思う。

そもそも先例でも、質問中の不規則発言について、議長の許可を得ない発言は議事運営に支障を来すおそれがあるので注意したというのが平成 30 年にあるし、平成 18 年には、同じ会派の議員からそういうときは注意しなさいというふうな先例もある。昨日の発言、吉良議員の発言を私もはっきり覚えていないけれども、政治介入になるぞというような発言だったように思う。それは、いい意味で受け取ったら、加藤議員と教育長のやりとりというのが政治的中立性に基づいてまずいんじゃないかと。そういう問題提起がもしあるのであれば、それは議事進行発言した後に、発言の取消しを議運で求めるとか、そういう正常な手続を経てやるべきものであって、あのとき議場でそういうふうなことをやるというのは、あくまでも議会のルール上かなり逸脱した行為でもある。そういう意味では、これは今仮議長から、非常にこう優しくというか、自分の不手際もあったということでお話があったが、これは各会派も今後の議会運営のルールのことでもあるので、ぜひいろいろお考え——私どもも今回こういう意見が出たというのを会派に持ち帰って考えるし、厳しい議会ではこういうのが懲罰につながった例も、懲罰の要件も条例違反ということだが、会議規則第 107 条、何人も会議中はみだりに発言し、妨害となる言動をしてはならないということが、明確にあるので、それはかなり厳しい対応をすれば、そういうことまでもあり得るということも考えながら、ぜひ各会派もう一度お考えいただいたらというふうに思う。

米田委員

なかなか準備をされた…。

大石委員

いや、準備はしてない。

米田委員

それで、確かに、大いにそれぞれの立場、思想に基づいて、会派の考え方に基づいて議論するのは当然のことである。ただ、議会が政治介入を、議員の権威をもって、発言の自由の下でそれをすべきでないことは大原則。それを逸脱したから、そういう声として、まあほえたわけで。だから、小学校に 2 紙、中学校 3 紙、高校 5 紙とかいう数の話をしているときに、どの新聞かというそんな質問は、本来議場ですべきものではない。だから、その問題は捉えているわけで、何紙を、まあ、そういう

極めて——議会の中で、議員の権限によってそういうことに介入すべきでないし、それは、お互いがそういう建前をはっきりした上で質疑をするというのは当然なので。私たちはそういう立場で、報告すると大変なことになるということで、彼を守った面もあるわけだ。そういう対応だったと、私たちは理解している。

(桑名委員外議員、挙手)

加藤委員長

桑名議員、どうぞ。

桑名委員外議員

この件でやりとりするのもあれだが、加藤議員の質問は、今もう一回見直したら、各校における新聞の配付状況を聞くということだったと思う。逆にそれは、公費を使って買っているものであって、何新聞がどこにあるかというのは、逆に我々も1校ずつ調べていったら分かることであって、別に隠されたものではない。ただ、それをまとめてお聞きをしたということで、その、どんな答えが返ってくるかも分からないというか。この質問の中で、どこが——これは見解の相違だと思うが——政治介入と言えるのかというところだと思う。ただ、教育長も、要はどういった形であの答弁が変わったのかっていうのは分からないが、ただ向こうとしても、何かぱっと言われたら次の言葉が出てこなくて答弁が変わったということもある。要は、あの状態で政治介入ということを書いて議事を止めるというのは、やっぱり私はいけないと思うし、昨日の加藤議員の2問目が政治介入に当たるとも思えない質問だったので、そのことを付け加えておく。

加藤委員長

米田委員、簡潔にお願いします。

米田委員

さっきから簡潔に言っているつもりだが…。見解は違うという面はあるが、あのとき教育長は新聞名を言っていた。言い始めていた。だから私たちは…。

加藤委員長

内容のことではなくて、不規則発言を今議論しているので。

米田委員

いや、だから、不規則かどうかという問題の前に、議会の論議の在り方として、そこはちゃんとした上で、それぞれお互いが質問なり議論するということをしてもらいたいということ言っている。

加藤委員長

よろしいか。それでは、以上とする。なお、改めて不規則発言は今後慎んでいただくよう…。

大石委員

いや、すみません。そうしたら、もう特に——今のお話でいうとルール上逸脱した行為が一応あったということだが、それについては、何のあれもなくというか、これで終わりということか。一応各会派へこういう議論があったというのを持ち帰って、どういう対応するかということではなくて、もうこの議運で終わりという。

西森委員

一回持ち帰ったら。持ち帰って、どういう対応するのか。昨日の不規則発言に対して、一度各会派へ持ち帰って、どういう対応するのかというのを検討して、またここで、それぞれの会派の話をすればよいのではないか。

R4. 6. 15 議会運営委員会

- 加藤委員長 持ち帰るという意見も出ているが、いかがか。
- 米田委員 仮議長からそういう報告があったということで、会派で議論してくださいよと、周知徹底してくださいよと、そういう意味で報告されたのだろう。そういう理解をしていたが、そうではないか。
- 加藤委員長 仮議長から注意があったという。
- 米田委員 ということだね。あったということの報告をしたらいいことだね。
- 西森委員 それに対して、大石委員が、それは不規則発言だろうと。それに対しては懲罰等ということもあるという話であるから、それについては、やはりそういう大石委員からの発言を受けて、各会派に持ち帰ってそれをどうするかということを検討したらいいのではないか。
- 大石委員 前提として、不規則発言ではないということを主張されていたので。今仮議長から注意があったのかどうかだが、そもそもそれを受け入れていないというスタンス、前提としてそうなるので、そこでそれで終わらすのが——今、お互いそれぞれ言い分はあろうかと思うが、私は中身の話をしているのではなくて、あくまでも、やっぱり不規則発言であるのは疑いようがなかったと思うし、その整理をしないと、今後の議会運営のこともあるから。
- (桑名委員外議員、挙手)
- 加藤委員長 桑名議員、どうぞ。
- 桑名委員外議員 そうだね、日本共産党がそれを不規則発言ではないということなので、不規則と受け入れるか受け入れないかということが、ここで今問われているんだと思う。それで、不規則ではないというならば、何をもって不規則なのかというのは各会派でもって議論しなくてはならないが、日本共産党がこれは不規則な発言であったということを、要は弘田仮議長からのものを受け入れるかどうかと、そこが問われている議論だと思う、今。
- 米田委員 まあ、それはこういう発言があったということで、団で何か報告もし、協議することもできる。それは、そういう報告があったということは、やぶさかでは全くないので。
- (桑名委員外議員、挙手)
- 加藤委員長 桑名議員、どうぞ。
- 桑名委員外議員 それは、報告があったというのは事実のことを伝えるだけであって。報告があったという事実じゃなくて、これを不規則なのかどうなのか…。
- 米田委員 だから、そのことも含めて、報告があったと。どうするかという議論はできるの

R4.6.15 議会運営委員会

で、それはそれで、そういう指摘を受け止めて議論するということだ。全て、ここであったことは報告しているので。

加藤委員長

そうしたら、仮議長から不規則発言の指摘があったけれども、それに異議のある会派があったということで一回持ち帰って、次回の議運でもう一回話し合うということによろしいか。

(異議なし)

加藤委員長

それでは、さよう決する。

協議事項は以上である。

次回の議運は、特別の事情がなければ、明日6月16日木曜日午前9時から開催することとする。

協議事項は、意見書・決議案の送付先等についてである。

本日の本会議の開会時刻は、6月1日の議運でお決めいただいたとおり午前10時15分ということでよろしいか。

(異議なし)

加藤委員長

それでは、本会議の開会時刻は、午前10時15分をめどする。

以上で、本日の議会運営委員会を終わる。